

2

模倣品対策

〔1〕 模倣品被害と産業界における取組の現状

① 模倣品被害の現状

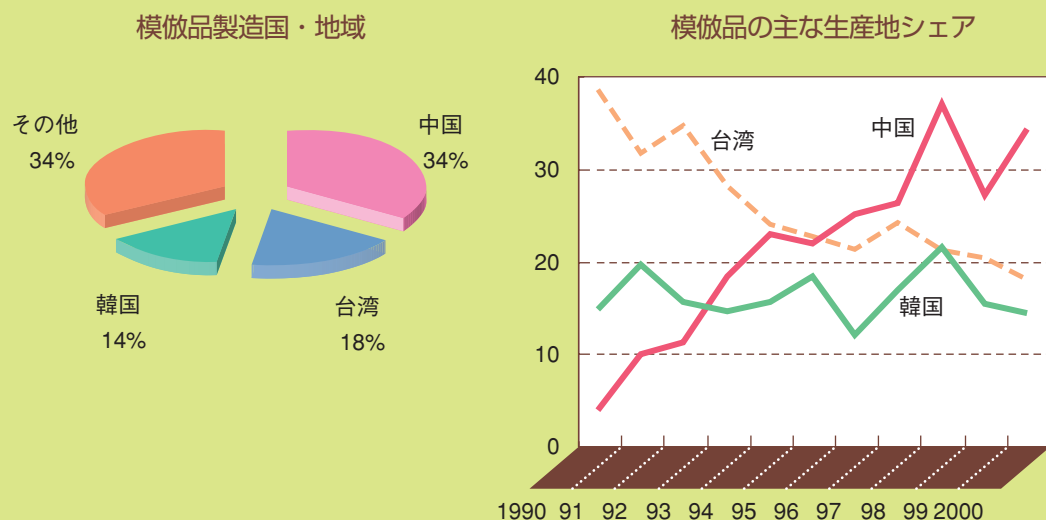
近年、中国・台湾・韓国等のアジア地域において、我が国企業製品の模倣品の製造・販売による被害は深刻化している。2000年度に実施した調査によれば、当該国・地域で製造された模倣品は当該国・地域内に止まらず、周辺の広汎なアジア諸国にも流通し、被害は更に深刻なものとなっている。

模倣品問題を放置した場合、我が国企業にとり、市場の喪失、ブランドイメージの失墜、製造物責任のおそれ等が懸念される。アジア地域における模倣品問題に対して、早急に取り組む必要がある。

(参考) 海外における我が国企業の模倣品被害の実状

- 年間被害額10億円超の我が国企業12社（2000年度模倣実態調査）
- 2000年度模倣実態調査では、中国における被害件数割合はトップ（一位中国34%、二位台湾18%、三位韓国14%）

2000年度模倣品被害実態調査



② 産業界における海外での模倣品対策の取組

模倣品の製造業者、流通ルートを特定した上で、現地取締機関に規制を要請する等、模倣品対策に熱心に取り組む企業・業界は増えてきている。しかし、多くの場合、人的・資金的制約がある中で現地調査、権利行使などの模倣品対策をすることに限界がある。また、個別企業による対応では現地機関・政府に対する交渉力に限界があるとの指摘もある。一部の業界では、業界毎の取組を志向する動きが出てきているが、その場合にも相手国政府・業界に対する戦略はまだ確立していない。

2 海外における模倣品被害に対する特許庁の取組

海外での模倣品問題の深刻化に伴い、特許庁ではこの数年間、模倣品実態調査の実施、企業の現地でのエンフォースメントのための模倣品対策マニュアルの作成等を行ってきた。その結果、模倣品被害の一般的動向の把握、エンフォースメントに係る法制度・手続等のマニュアルの提供が可能になった。

今後はより具体的な情報の収集に特に力を入れ、中央政府や現地国取締機関に対する働きかけを抽象的要請から具体的要請へと変化させ、さらに強化することを検討する。また、「企業連携」の促進に対する支援、侵害国の企業・産業界の知的財産権マインド向上に係る支援の強化も検討していく。

海外模倣品対策に関する取組

1. 模倣被害実態調査等の実施

我が国企業の海外での模倣被害実態等を調査・分析し、収集した情報を広く提供している。

2. 模倣品110番

1998年3月に模倣品相談窓口（模倣品110番）を設け、工業所有権侵害事件に関する相談・アドバイス機能を強化し、権利者による権利行使を支援している。

【模倣品110番の業務】

- ・各国・地域での権利行使方法に関する情報の提供
- ・税関・警察等の権利執行機関のコンタクト・ポイント、侵害への効果的な対応策に関するアドバイス
- ・現地法律事務所等の紹介
- ・権利侵害事例、要望の収集、取りまとめ
- ・国内の弁護士、弁理士による無料相談、地方相談会の開催（（社）発明協会）

3. 海外における模倣品問題に関する情報の収集及び提供

北京・上海・香港・台北・ソウルの現地法律事務所と顧問契約を結び、現地のエンフォースメントに関する情報を収集するとともに、模倣品対策マニュアルを作成・配布し、インターネット等でも情報を提供している。加えて、現地日系企業を対象とした下記のセミナーを実施している。

【2000年度国内セミナー】

—中国・台湾・韓国における模倣被害の実態と対策—

招へい者：Fact Finders Ltd、台湾国際専利法律事務所、金・張法律事務所

出席者：東京（350名）、大阪（230名）

【第三国セミナー・韓国】

時 期：2001年6月26日～29日

参加者：27名

対象者：アジア太平洋地域において知的財産権エンフォースメントに従事する者（税関、警察、経済警察、検察、裁判所職員）、知的財産権庁においてエンフォースメントに関係する者、並びに民間団体において知的財産権に関係する者

対象国：ヴェトナム（10名）、中国（10名）、韓国（7名）

【第三国セミナー・シンガポール】（予定）

時 期：2002年3月

対象国：タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア

4. 企業の連携関係構築支援

欧米先進国の反模倣団体の代表者を招へいし、日本企業に対し、模倣品対策を講じる際の基本的考え方・連携の重要性に関するセミナーを次のように開催している。

【2000年度】

招へい者：REACT、QBPC、 ユニオン・デ・ファブリカン、日本商標協会模倣対策委員会

出席者：東京（187名）、大阪（120名）

【2001年度】

招へい者：IACC、BSA、日本知的財産協会、日本商標協会模倣対策委員会

出席者：東京（334名）、大阪（162名）

5. 相手国政府への働きかけ

二国間政府会合の場において、相手国政府等に対して模倣品対策の強化を働きかけた。

【二国間協議】

①中国

2000年 10月： 日中首脳会談 ＜森総理－朱総理＞

2000年 11月： 中国経済貿易委員会訪問 ＜荒井審議官－張副主任＞

2000年 11月： 中国国家工商行政管理局訪問 ＜荒井審議官－白副局長＞

2001年 1月： 中国政府への要望書の手交

2001年 3月： 日中商標会合 ＜及川長官－侯（ホウ）商標局長＞

2001年 10月： 日中特許庁会合 ＜及川長官－王局長＞

2001年 10月： 国家工商行政管理総局・商標局訪問

＜及川長官－甘副局長（工）、范副局長（商）＞

②台湾

2000年 9月： 日台貿易経済協議 ＜交流協会－亜東関係協会＞

2001年 11月： 日台貿易経済協議 ＜交流協会－亜東関係協会＞

③韓国

2000年 11月： 日韓特許庁長官会合 ＜及川長官－林庁長＞

2001年 6月： 日韓ハイレベル経済協議

2001年 9月： 日韓特許庁会合 ＜及川長官－林庁長＞

④タイ

2001年 6月： 日タイ特許庁会合 ＜及川長官－Phongsri局長＞

【多国間協議】

①WIPO

2000年 10月： 第1回WIPOエンフォースメント諮問委員会

2001年 12月： 第2回WIPOエンフォースメント諮問委員会（予定）

②APEC

2001年 3月： APEC知的所有権専門家会合・官民合同会合

2001年 7月： APEC知的所有権専門家会合・官民合同会合

〔3〕 国内模倣品被害に対する特許庁の取組

特許庁においては、国内に流入する模倣品について、国内取締機関に対して、以下の協力を実施するとともに、消費者の模倣品問題に関する啓発に努めている。

1. 照会への協力

国内取締機関からの工業所有権侵害事件の照会に対する協力により、工業所有権侵害事件の取締活動を支援している。2001年上半期における国内取締機関からの照会件数は343件である。

2. 税関職員研修等への講師派遣

税関の知的財産担当者を対象とした研修等に特許庁から講師を派遣し、商標・意匠等に関する類比判断等の講義を行っている。

3. 消費者向け啓発活動

一般消費者向け、流通業者向け小冊子等を通じて、消費者向け啓発活動に取り組んでいる。